

山梨県児童養護施設等感染症対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県児童養護施設等感染症対策推進事業費補助金(以下「補助金」という。)は、児童養護施設の設置者等が行う施設等の職員が、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援など、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に要する経費の一部を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱の用語の定義は、国が定める「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」(平成27年6月5日付け雇児発0605第3号。以下「国実施要綱」という。)の例による。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱第3の4に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業のうち予算の範囲内で知事が認める事業について対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1)別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較し、いずれか少ない方の額を選定する。
- (2)(1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3)事業者は、別表の第1欄に定める基準額について、上限の調整を求める場合は、第6条の補助金の交付の申請若しくは、第9条の変更申請手続等において、知事の承認を得るものとする。

(対象事業の制限)

第5条 次に掲げる事業については、次のとおり制限するものとする。

- (1)他の国庫補助及び県費補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (2)本事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りとすること。ただし、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(申請手続)

第6条 補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に關係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出することにより行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具及びその他財産（以下「取得財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 前号の承認を受けようとする場合は様式第 2 号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 知事は、(3)の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 3 号により速やかに、遅くとも補助事業完了後の属する年度の翌々年度の 6 月 25 日までに知事に報告しなければならない。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 事業者から財産の処分による収入又は補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を

納付させることがある。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第7条(1)に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものとする。

(変更申請手続等)

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付承認申請を行う場合には、あらかじめ様式第4号による変更交付申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の事業の実績報告は、事業の完了の日若しくは廃止の承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日又は補助金が交付された年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

(交付)

第11条 補助金は、事業完了後検査のうえ交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、当該事業の進捗の度合いに応じて概算交付することができる。

2 補助金の概算交付を受けようとする者は、様式第6号による概算払請求書に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。